

第五十一回 参議院 地方行政委員会 會議録第十八号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)
午前十時五十一分開会

出席者は左のとおり。
理事

委員
小林 武治君
沢田 一精君
加瀬 完君
原田 立君
高橋文五郎君
津島 文治君
天坊 裕彦君
鍋島 直綱君
占部 秀男君
鈴木 壽君
松本 賢一君
市川 房枝君
国務大臣
永山 忠則君
政府委員
警察庁長官 新井 裕君
警察庁長官官房 長 英二君
警察庁保安局長 今竹 義一君
自治大臣官房長 松島 五郎君
自治省税務局長 細郷 道一君
事務局側
常任委員会専門員 鈴木 武君

議院送付)

〔理事沢田一精君委員長席に着く〕

○理事(沢田一精君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回、質疑は終局いたしておりますので、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようでございますので、討論は終局したものと認めて、これより採決を行ないます。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案全部を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(沢田一精君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、高橋君から、各派共同提出にかかる附帯決議案が提出されております。

高橋君の説明を求めます。高橋君。

○高橋文五郎君 私は、この際、皆さまの御賛同をちょうだいいたしまして、各派共同により、本案について、お手元に配付のとりの附帯決議案を提出いたしたいと存じます。

本法律案は、銃砲等による犯罪並びに事故防止の推進をはかるため、所持許可について許可更新制を設け、銃砲についての制限年齢を二十歳に引き上げることをはじめ、使用、保管にあつても

危害予防のため規制を強化して行なおうとするものであります。いかにこの種の取り締まり法規が必要最小限度の規制にとどまるべきものであるとは申しながら、私どもが日常耳にいたしており

ます銃砲による犯罪並びに事故多発の状況を考えますと、今回の改正措置は、いかにも隔靴掻痒の感を禁じ得ないのであります。その運用のよろしきを得ない場合においては、銃砲の所持許可制度そのものを壁に突き当たらしめてしまうことになり、取り締まり当局に対し、次の点について十分な指導措置を講ぜられたいと考えるのであります。

まず、銃砲の保管について、適正方法による保管義務を使用者に課しておりますが、これら危険な銃砲の保管という問題は、ひっきり使用者のモラルの問題でありますので、条文における一片の規定のみでその効果は望み得ないと申さなければなりません。保管の方法がよろしきを得ないため、幼児、学童が被害者になるという例はきわめて多いのであります。警察当局は、今回の改正による実効を確保するため、指導措置については徹底を期する上にも徹底を期し、遺憾のないよう十分な計画をされるよう願つてやまないものであります。

次に、精神障害者の銃砲による事故につきまして、はもとより、精神障害者対策が国の措置に幾多の問題を残しており、数十万人の精神障害者が野放しになつておる状況でありますので、まことに憂慮にたえないのであります。当面、関係各省庁間の緊密な連絡を強化することによって、障害者の実態把握につとめ、さらには精神障害者対策を拡充推進して、事故防止についても万全を期せられたいと考えるのであります。

また、未成年者を除きまして、銃砲の約三〇%、空気銃の約八〇%以上というものが、狩猟または標的射撃のいづれにも使用されることのない、いわゆる眠り銃でありますことを考えますと、銃砲というものが、用途目的を規定した所持許可制度になつておるという制度そのものが危う

くせられますので、これらの使用目的を持たない危険な銃砲から、無用な不安を排除し、危害を未然に防止することは急務であると申さなければなりません。したがって、許可更新の際にはもとより、検査等の規定を十分に活用いたし、更新を待たなくても、指導により、眠り銃の発生防止につとめなければならないと考えるのであります。

以上提案理由の説明を終わる次第であります。

○理事(沢田一精君) ただいまの高橋君の提案による附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(沢田一精君) 全会一致であります。よって本附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、永山国務大臣より発言を求められております。これを許します。永山国務大臣。

○国務大臣(永山忠則君) ただいま御決定になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して善処いたしたいと存じます。

○理事(沢田一精君) なお、審査報告書につきましては、先例により、委員長に御一任願います。

○理事(沢田一精君) 次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○原田立君 今回の御提案によつて、空港所在市町村の交付金の改正ができるわけですが、空港整備法が成立してから十年、非常に長い間放置しておいて今回の法改正ですが、ややおそきに失した感があるのじゃないか、こんなふうに思うのですが、いままでの経緯等について御説明いただき

くて、人の出入り口というものは一カ所にきまつてゐるわけですね。その施設のあるところ、その施設の内容ですけれども、建物なのか、それとも土地なのか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) やはり基本的には土地、建物、工作物という、この交付金の対象になるいわゆる固定資産、その所在を、基本的にはその所在によって配分をするというのが基本的な考えだと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたような空港の特殊事情で、たとえば騒音のようなものは、必ずしもその所在によらずに、地元にいる影響を与えておきますので、そういう面をも反映できるように、それをあわせて基準に取り込んでまいりたい。どういふ基準がよろしいかということは、もう少し研究した上できめてまいりたい、かように思つております。

○原田立君 どうもよくわからないんですけれどもね。伊丹の空港なんかの場合には、いわゆる空港ですね、人の出入りするところ、それは豊中市にある。やはり広場、滑走路、土地が多く利用されている、そういう資産を十分うんと使つてゐるというふうなことになると思ふんですよ。ですから、いまのお話ですと、何か非常にあいまいのように感じられますがね。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃるとおりのことを実は申し上げてゐるわけですが、豊中、伊丹、池田と、大阪空港の場合でありますと三つの市にまたがつておるわけでございます。この対象となりまして土地と家屋と工作物は、それぞれの市域にきまつておるわけでございます。したがいまして、この対象資産の所在によって分けることが基本的なあり方だ、こう考えるわけでありまして、空港の特殊性で、騒音は必ずしも三市の面積に及び、あるいは家屋の所在に及びて騒音の影響があるわけでもございませんので、そういった特殊な事情を若干それに加味することを考えていきたい、こういう意味でございます。

○原田立君 ひとつそれがあまり不均衡にならないようにすべきじゃないかと思うのです。同じ

隣同士の市であつて、こつちだあつちだというふうなぶんどり合戦みたいなことにならないように、その点御注意願ひたいと思ひますが、あまり研究されてないというお話でありましたけれども、大体三千万ぐらいは大阪、伊丹のほうにいくような話ですけれども、大体三市に分けてどのくらいにいくのだという計算は、まだなされておらないのですか。

○政府委員(細郷道一君) 実はこの空港の交付金の交付額を算定いたします基礎になる財産の価格でございますが、いままでこういう制度がございまして、その価格の中から、その所在の市町村ごとに価格がどういふふうな所在しているかをまず分けなければならぬものと、さらに、先ほど御指定のございましたような対象外の資産を振り分けなければならぬわけでございます。ただいまそういう作業を関係省においてやつてもらつております。したがいまして、正確な数字としてはまだ配分額が出てまいらないわけでございます。もうちょっと作業がかかると思ひます。

ただ大阪の場合でございますれば、御承知のように土地は非常に伊丹市の分が広く、池田市の部分が一番狭いわけでございます。したがいまして、土地、家屋は三市またがつてきてゐるようでございますが、その部分をずつと割つてみますと、単純にいたしますれば伊丹市が一番大きな額になるだろうかと思ひます。池田市が一番少ない額になるように、爆音などというものはその面積に關係なく影響を与えておきますので、その分を何らかの基準によつて加味してまいりたい、こういうふうな考えでゐるわけでございます。

○鈴木壽君 関連して。今度のあれですか、空港に對する交付金で、爆音による被害といひますか、そういうものをまあ幾分加味した配分をしたといふふうにお話があつたように聞きますが、そのとおりでございますか。

○政府委員(細郷道一君) そういう爆音というの

は例示でございますが、要するに空港の持つております特殊な事情、空の上からいろいろな地元への影響といふことがございまして、そういう点も加味して配分をいたしたい、こういうことでございませう。

○鈴木壽君 これはまあそういうふうな配慮といひますか、あるいはそういう問題に對する住民の被害、そういうものに対する思いやり、わからないわけでもないのですが、交付の方法はこれから研究したい、こういうものだけれども、一体いまのあなたが空港に對する交付金の算定そのものは、やはり固定資産税に見合うものとして考えられていかなければならぬものだと思いますね。いわゆる土地あるいはその他施設、そういうものに入つて、もし私有地であれば当然固定資産税が入る、しかし空港の用にためてあるものは、所有者はいろいろあるようでありまして、いづれにしても、いままでそういうものが入つてこないから、今度交付金の対象にして交付金を出そう、こういうのでございまして、純粹に土地なり施設なりによつてかかるいわゆる固定資産税、こういうものをやはり基本にして考えていくべきだと思ふわけですね。ですから、お話のように、そうしたまゝこれは例示としてあげられた、こういうお話でありますけれども、いづれにしても、騒音等による住民なり、あるいは市町村全体の被害なり、こういうものには何らかのことをやつてあげたいといふその気持ちにはわかりませうけれども、この法律なり、それに基づく交付金というものの交付そのものを考える場合には、私は、ちよつとこれはそこまで考える筋合いのものではないんじやないか、筋が違ふんじやないかと思ふんですよ。

それから實際上の問題として、騒音のいまの具体的な例として取り上げられております伊丹の場合、三市にまたがるというふうなそういう所在の空港、一体これは豊中にはどう影響し、伊丹にはどう影響し、池田にはどう影響するかといふこと、これはなかなかたいへんなことであつて、實際の作業の上からいっても、これは的確な、人を納得

せしめるような交付の配分の方法というのは、これはなかなか出てこないんじやないだらうかと、こゝろ思ひますね。

それから一方、もう一つ、これは今度のこの法律には關係は一応ないと思ひますが、こういう基地の周辺のいろいろな騒音、その他いろいろな被害、こういうものに対して今度金を出す別の法律がございまして、防衛庁関係で。そういうものについて、いま言った騒音なり、あるいはたとえばテレビを見ることができないとか、ラジオも聞かれないとか、いろいろなことがありますが、あるいは学校等その他、住宅においても騒音のためにたいへんだと、相當の被害があるんだというふうな場合に対して、いま申しました基地周辺に對するそういう被害の救済のための交付金なり、あるいは何といひますか、いづれ金が出る、その中に含まれるんだから私はまだいいと思ひますが、これの中にどうですかね、これは気持ちとしては、あるいは思いやりとしては、私も納得できるものはないわけじやありませんけれども、しかし、この法律のたてまえからしますと、そこまで考える必要があるかといふことなんです。どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 交付金の対象となります資産は、土地と家屋と工作物でございます。したがつて、この三つをどういふふうに分けていくかといふのをそれぞれの資産ごとに見てまいりますと、やはり土地は基本的な所在でございまして、それと關係の市町村にそのまゝ配分をする、配分の基準に使う。家屋や工作物につきましては、現実にはその三市町村にまたがつて工作物や家屋が設置されておるのでございまして、そういうものを市町村間に分ける場合に、何によつて分けていくかといふ問題が実はあるわけでございます。で、それぞれその地域の所在によつて、家屋が三つの市町村間に五・三・二という割合で所在をしておれば、基本的には五・三・二という割合で分けるのが基本的な方法であらうと思ひます。

が、その建物自体が空港全体の用に供されておるといふようなことを考えましたときには、その家屋なり工物の配分の方法については、先ほど来申し上げたような、空港の特殊性を加味して配分する方法が考えられてもいいのではなからうか、こういう考え方でございます。現在でも、この空港の付近におきまして対象となつておりますダム、電気事業のダムにおきましても、その配分にあたりましては、湛水面積の広さで全体の三分の二を配分し、残りの三分の一の部分は関係の市町村に均等に配分をする、まあこういうやり方を実はとっている例もあるわけでございまして、結局はいろいろと突き詰めてまいりますと、関係の市町村にまたがっております家屋や工物の配分にあつて、どういうやり方をとっていくかというところに帰するのであると考へておるのでございますが、先ほど来申し上げるような、そういう面において空港の特殊性を考慮して配分方法を考へてまいりたい、こう思うわけでございます。

○鈴木壽君 ちよつとすいません。それじゃもう一つ……

いまのお話のように、家屋とか工物が土地にたいにきちつと線引いて、こつちこつち、こつちこつちというふうに分けなければならぬ、そういう問題があることはわかつておりますから、したがつて、どう配分するかということについてはいろいろな配慮が加えられると、これはそのとおりだと思ひます。多少めんどうなことがありましても、やはりそうしなければいけないと思ひますね。しかし、私に聞いたのは、騒音とかなんとか、そんなものが住民に影響を与えているから、それに対して若干緩和して——緩和じゃなくて、まあ何といひますか、迷惑かけているから、そういうものについても考慮した上で交付金を配分したいと、こういうふうに通つてくることは、はたしてどうなのかと、こういうふうに通つてお聞きしたのです。私がお聞きしたのは、原田さんとの質疑応答の中でそういうことが出てきたも

のですから、いまのお話のように、家屋なり工物なりが土地のようになつて区分けができません。いろいろしたがつて、配分の上で考慮しなければいけないという、こういうことは、これは当然なことなもので、その場合に家屋なり工物というやうなものに、さらにプラスして騒音による被害とか影響とかいふやうなことをまた考へていくということなんでしょうか。私、その騒音ということにちよつとこだわつたものだから、いまお聞きしているのです。

○政府委員(細郷道一君) まあ騒音と申しましたけれども、騒音といひますか、そういう飛行場にはそういう特殊な機能といひますか、影響が地元にあるものでございまして、騒音の点を多少強調し過ぎたのかも知れませんが、現実問題として、なかなか騒音の度合いといふものが各三市町村の間で的確にこれは把握することはむづかしいかと思ひます。先ほど申し上げるやうに、結局は、やはり土地を基本とし、家屋、工物等について、そういう飛行場の特殊な機能をどういふに客観的に反映させる方法があるものかというところを十分研究してまいりたい、こういう意味でございまして。

○鈴木壽君 これでやめますが、じゃ確かめておきます。別に騒音そのものを取り上げて、その被害とかなんとかいふことを考へるのじゃないのだと、しかし、伊丹みたいに三市にまたがつて空港が所在しているというやうな場合に、土地、家屋、工物と、こういうふうな交付金の対象のそれをしほつてみた場合に、家屋なり工物というのとはなかなか簡単にどつちの市町村だといふやうに、一律に線を引くわけにいかぬので、配分をいろいろ考へなければいけない。その考へなければいけないといふことの中に、いまの騒音の話なんかも出てきて、そういうことによつてその周辺にみな影響を与えているのだからと、こういう意味なんですか。その程度だったら、私はその程度だと思つて聞きますが、その点どう……

○政府委員(細郷道一君) いまおっしゃるやうな

考へ方でございます。

○鈴木壽君 まあよろしゅうございまして。

○原田立君 結局その騒音というのは、そういう——こたわるのじゃありませんけれども、何かやはりあまい感じがするわけですよ。感情的には局長の言われるのもよくわからないことはなけれど、実際に金が目の前に来れば、どこだつて多いほうがいいのですから、そういう騒音というやうな説明をされると、なかなか困難になるのじゃないかと、こんなふうに感じるわけなんです。その点ひとつ十分研究願ひたいと思つたので。

それから、国の貸し付け資産の価額の算定ですね、これは一体五年ごとに改定されることになつていふんですけれども、これはどういふふうになさるのですか。

○政府委員(細郷道一君) 国有財産の台帳価額は取得価額等によつて当初計上いたしまして、五年ごとにその後の経済情勢の変化等に依つて改定をいたすわけでございまして。今回対象になります飛行場のうち、国有財産に該当するものについてはこの三月の末が改定期に当たつておりますので、これによつて明年度以降は、四十二年度以降は改定された価額によつて交付金額が算定される、こういうことになります。

○原田立君 非常に不均衡が、アンバランスがあるという、空港の場合はかりでなしに、ダムや何かも全部含めて。そのきめ方にちよつと異論があつて、不均衡になつていふんではないかといふやうにも言われていふんですが、それはどうですか。

○政府委員(細郷道一君) まあいろいろ均衡論の議論があるわけですが、全般的に見てまいりますと、現実の国有の貸し付け土地の交付金対象になつておりますものの評価額は、固定資産税の現実の課税されております基礎となる課税標準額に比して、やや現状においては高目になっております。たとえば、私どもも二、三の実例をこの東京近辺で調べたものを見ましても、大森にありまして国有財産の宿舎でございますが、それに

いて見てまいりますと、その坪当たりの価額は二万四千五百五十二円ということになっておりますが、その近隣の固定資産税の課税の現在のもとになつております標準額は、七千二百二十二円といったやうな事例も出ております。そのほか二、三事例を持つておりますが、大体同じやうな傾向に現在の段階ではなつております。

○原田立君 そうすると、国有資産の貸し付け資産の価額というのは、そうすると個々について十分研究されて、まわりの状況とか、道路がついたために前の価額がたいへん変わったといふやうなことを十分研究してきめられておられるんですか。

○政府委員(細郷道一君) まあ国有財産につきましては、御承知のやうに国有財産の管理という面での台帳の整理をいたしておるわけでございまして。したがしまして、貸し付けの、この交付金の対象以外の財産についても、同様に台帳価額を付しておるわけでございまして、原則として取得時の価額あるいは交換すれば交換時の時価といふことで登録をいたしまして、その後五年ごとに、地価の変動、経済情勢の変動に伴う倍率をかけたるわけでございまして。その際に、国有財産の管理上の価額というにとりましますので、大体ある方面と申しますか、あるいはある地域ごととそれぞれの上昇率を乗じていくといふことでございまして、個々のものにつきては若干の考慮をいたして、非常に若しいものにつきては若干の考慮をいたして、固定資産の現実の、近所におきまして、近隣の価額との間に若干の差がどうしても出てまいるわけでございまして、そのものにつきては、その差が若しく違ふといふ場合には、現行制度におきましても、その所在の市町村長から価額の修正の申し出をする道を開いておる、そういうやうなことで、個々のバランスもとれるやうな仕組みにいたしておるわけでございまして。

○原田立君 じゃ各市町村長から、こつちやつて非常に価額の変動著しいと、こういうふうには正し

てくれと本省のほうにきた場合、それを受け入れてやっていますか、実際問題。まあ、いまやられるというお話をなさっておられたけれども、そういうようにしてやっている事例はございますか。

○政府委員(細郷道一君) 修正申し出の事例につきましては、そういう措置をいたしておるのでございますが、現在においては非常に例が少ないのが実際でございます。

○原田立君 その少ないので問題だと思ふのですよ。局長のお考えのように、幅が広くなつていけば、それがそういう特例措置が十分講ぜられるだらうと思ふのですけれども、実際問題はかなり少ないという、また、へたに申請してならまれたというふうなことがあるのじゃないか。そんなことで一括つかみ取りの倍率をかけていったのでは、国有資産の価額が非常にアンバランスで、このアンバランスはやはり是正していったらなければならぬのじゃないか、こう思ふのですよ。

それで、いまの局長のお話のように、道は開かれておられるけれどもという答弁だけれども、実際はそれは少ない、これじゃやはり法が空文化になると思ふのです。基本的にこの国の貸し付け資産の価額のアンバランスを一体どんなふうな考えで今後改定していくこととなるのか、その点は構想等でもあればお話ししたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 交付金の対象となる資産についても、固定資産税と同じような評価のしかたを個々にするというのが一番的確であろうと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、国有財産につきましても、その財産の中には、交付金の対象となる資産もあれば、ない資産もあるわけでございます。そういうものにきめて共通の考え方で国有資産の台帳価額をきめておる。しかもそれは財産管理上の考え方によつておるというように、現実にはなつておるのでございます。したがって、それも五年ごとに改定をいたしてまいりますので、おおむねは両者が均衡がとれるというふうに考えられるの

であります。また私も、両者の価額が均衡のとれたものであることが望ましいというふうな思つておるのでございます。たに現実には、個々のものを見てまいりますと、必ずしも均衡がとれていないものがある。それにきましまして、やはり地元であります地方団体がそれを発見して、それによつて手続をとつていくと、こういう制度としての道を開いておるわけでありまして、なかなか市町村もそこまでやりかねる場合もあるかと思ひます。そういった点で、将来両方の価額ができるだけバランスのとれたものになるように、私どもといたしましては努力をしていかなければならない、かように考えておるのでございます。ただ、先ほど来申し上げましたように、現実の事例は、固定資産税の課税ベースが低く押えられておりますために、むしろ交付金の現実の交付算定標準額のほうが高くなつていくというのが現実の姿であるわけでございます。

○加瀬完君 いま、いろいろお話し合いがありましたけれども、民間空港による所在市町村の財政上のプラス面あるいはマイナス面というものが、的確に何か資料でつかまれているのでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 個々に具体的ものはつかんでおりませんが、御承知のように、いろいろ随時の行政経費があるようでございます。たとえば、飛行機の事故に対する予防にいたしまして、消防車でも、化学消防車といふもの、そういうものを備えつけていかなければならぬとか、あるいは飛行機への出入りを便ならしめるための道路の整備をしていくといったような、一般行政費的なものもあるように私も見ております。

○加瀬完君 これは伊丹で出しておるはずですよ。直接的に、騒音でありますとか、あるいはその他飛行機の離着陸に伴う被害に対する防止の方法でありますとか、いまおっしゃいました、あるいは非常の場合の対策の費用でありますとか、そういうものと、間接的に空港があるために工場が移転をした、あるいは新設を取りやめたり、あるいは高層所得者の居住者が他に転出して

しまつて、住民税の収入が少なくなった、こういうものも問題があるわけです。ですから、他の国有林野とか、あるいは国有財産とか、直接的に被害がない固定資産とは、空港の場合は意味が違つてくるわけです。その点を十二分に勘案いたしませんと、一体交付金を何%にしたらいいのかわからない、実質的に、その所在市町村の要求しているマイナス面を埋める数字は出てこないと思ふのです。これはこの次までに伊丹と羽田の場合でけつこうですから、空港があるために財政上のプラスの面、空港があるためにマイナスの面、この数字をひとつお出しただきたいと思ひます。

それから、ただいま原田委員、鈴木委員の御質問の中で、騒音の対策といふことが、補償といふことですか、そういうものでもある程度含ませて考へたいといふことでございまして、大筋ではやはりそれらも含めて配分は考へていきたいということには間違いがないわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 騒音、騒音と、だいぶ騒音を強調いたしておりましたので、少し御理解が十分いただけたかと思ふのでありますが、やはりほかの交付金のいろいろな対象と比べてみまして、空港の持つております一番の特殊性は、空からくる騒音ではないかと考へておるのであります。したがって、空港の特殊性ということとは、広大な面積を持つておるとか、それぞれその所在地域にわたつての行政施設の提供を求めるといふようなことは一般的なことでございまして、そういう特殊な事情が空港の一番の特性といふふうに考へて、いろいろ騒音、騒音と申し上げたわけでございますが、配分にあたりましては、先ほど来申し上げましたように、それぞれの資産の所在によつて分けるのが原則であるけれども、中には家屋や工作物のように、両市町村にまたがっているものもございまして、それらの配分にあたつて、空港の特殊性をやや加味をしてまいりたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○加瀬完君 ですから、大筋では騒音対策の費用を幾分でも補償をしていくという考へと受け取つてもいいわけですね、大筋の考へ方としてはそこまで含めるんだ。

○政府委員(細郷道一君) やはり交付金制度は、固定資産税にかわる制度でございますから、大筋にはやはり固定資産の所在市町村の所在ごとを基準にしてそれを配分するというのが大筋であらうと思ひます。

○加瀬完君 初めからそうおっしゃつていただければいいのです。騒音なんかを押さえても配分のしやうがないわけですね。一体騒音の補償対策というのは、百ホンで押えるのか、九十ホンで押えるのか、八十ホンで押えるのか、非常に問題が出てくると思ふ。ただし、この法律をお出しになることはけつこうですけれども、それよりも空港の所在市町村で困つておるのは、騒音の対策費というのが国からどこからも全然補助の制度がないというところで、現在軍用機に使用されております飛行機でございます。特にアメリカ合衆国の軍用機の使つておる飛行場でありまして、日本国とアメリカ合衆国との協定によりまして、これは学校の騒音防止施設でも、その他の防音施設でも、一応の基準がありまして、補償の対象になるのであります。しかし、純然たる民間空港では、これが百ホンの騒音が出て、法律上は補償の制度といふものはないのです。ございまして、ありません。

○政府委員(細郷道一君) 御指摘のとおり、ございせん。

○加瀬完君 ない。そうすると、所在市町村は幾分交付金という制度ができれば、若干の空港に伴う財源というものは生まれてきますよ。しかし、所在市町村でないところは、騒音だけかぶりまして、民間空港による補助金も交付金も何もないことになりまして、大体十五学級ぐらいの学校を完全にRA3方式といふから、これからは民間空港は相当大型機が飛びますから、RA3というものであります。一億かかります。中学校が一つ、小学校が二つある小さい村でも三億程度の金とい

うのが要るわけです。どこからも補助金も交付金も流れてくる道はないわけですよ。こういうことを対策を立ててくれなくては、交付金だけをどう考えていただいても、一番支出の多い学校施設なんかに対する所在市町村あるいは付近市町村の空港に伴う出費というものは補われてこないですね。この点は何かお考えいただいておりますか。

○政府委員(細郷道一君) 今回の交付付金制度でそういうものを全部網羅するということは、とてもそれに及ぶものではないと思っております。ただ、いままでも広大な地域を占有されながら、何もそこから税がわりのものが得られないという欠陥をこれで補っていくということは、一步の前進だろうと考えております。空港自体も将来いろいろその機能を発展してまいると思えます。そういうものについての対策については、なお別途いろいろ研究してまいらなければならない、かように考えております。

○加瀬完君 その対策のほうが、私が指摘した対策のほうが私は先だと思ふ。伊丹でも小牧でも、あるいは板付でも——板付のように大都市であれば、若干負担も可能でありますけれども、大都市の周辺にだんだん空港が迫りやられてまいりますと、その所在市町村というのは、騒音対策でどうにも市町村財政がからっぽという形にならざるを得ないわけです。SSTになりますと、大体半径十キロは八十ホン以上だといわれますね、最小限に見ても八十ホン以上。四キロ程度ですと九十ホン以上。で、八十ホン以上を学校、病院等の騒音対策を必要とする建造物といしますと、この費用はばく大なものです。民間空港の騒音対策に若干の補償までも含めたいと交付付金制度で考えになるなら、根本的にそこまでやはり自治省が中心になって政府の対策を立ててもらわないと、私は片手落ちだと思ふ。画電点晴ではありませんよ。目だけかいて、からだを動かさない、これは絵になりませんわ。これは一体、政府におきましては、航空事業というのが非常に発展してまい

りますに伴い、所在市町村あるいは付近市町村の航空被害というのに対して、何らかの対策を立てなければならぬというお考えはあるんでしょうか。局長さんに伺っても恐縮な話ですけれども、事務担当のお立場ではその必要を感じておりませんか。

○政府委員(細郷道一君) やはり航空事業の発展に応じて時々その対策を考えていかなければならないと思ひます。今回こういう交付付金制度ができましたことは、一つには、先ほどの御質疑にもお答えいたしましたように、そういった航空事業の非常な発展、飛行場機能の近代化といったようなことから、この交付付金制度をおくればせながらつくったわけでございます。まあこれだけで金部を片づけてしまふという考えは毛頭ございませぬが、しかし、これ自体も、やはり何がしかそれにプラスになっていくものと、こういうふうに考えておるのでございます。

○加瀬完君 まあ非常に失礼な申し分になります。が、これで片づけられては困るんですよ。根本的な問題は一つも片づかないわけですよ、交付付金制度だけでは。これは局長のおっしゃる通りに、どうしたってこれは所在市町村に交付する以外ありません。交付金・納付金の対象になる固定資産の所在市町村にのみこれは交付する以外に方法ないと思ふのです。飛行場の音の影響するところまでこの交付金、納付金を伸ばしていくということは不可能ですよ、技術的にも問題は、むしろ交付金・納付金をもちろむ所在市町村というのが、飛行場に大部分を取られてしまつて、片すみに市町村が残るという形になってしまつて、影響度はむしろ所在市町村でない、所在市町村のまたそのまわりの、周囲の市町村が大きな影響を受けるということになるわけですよ、空港の場合は、それをどうするかというのを考えていただきます。と、この交付付金制度は生きてこないと思ふわけですが、こういう事実関係ですがね、これは。こういう事実はお認めになりますか。

り固定資産税にかわるものですから、おっしゃる通りに、その所在の市町村以外交付するわけにいかないと思ひます。しかし、航空機の事業の発展によりまして、いろいろ騒音その他が起つております。あたかも、いわゆる公害といわれるものが都市に最近起つてきておるといふのと似たような現象が所在の市町村あるいは周辺に起つてまいってきております。これらの問題についての対策というのは、単に固定資産税ということだけでなく、広い面でこれをお考えいかなければならぬ問題だと思ひます。なかなかむずかしい問題ではございませぬけれども、新しい行政の方向として検討に値する問題だと考えます。

○加瀬完君 そうすると、この所在市町村を対象にして、一応民間空港における交付付金制度というものをまず第一段階としては立ててきたんだけれども、このほかに、公害といひましようか、空港の場合ならば騒音対策といったようなことで、非常に他に費用の要する点も認めるにはやぶさかではない。それは第二段の段階として、自治省としても考慮していくんだと了解してよろしゅうございませぬか。

○政府委員(細郷道一君) いろいろ公害の範囲は広いものがございませぬ。その把握のしかたも、また受益の度合い、弊害の度合いも、どういふふうに使っていくか、いろいろむずかしい問題があらうと思ひます。単に自治省のみならず、政府、地方団体を通じて研究すべき問題だと考えております。

○加瀬完君 私のお答えをいただきたいのは、この交付付金制度であまりにもひっかかるようですよ、騒音対策まで含めるといふならば、交付付金の金額なり率なりというものは、これは十分にこのままのむとわけるわけにはいかない、検討しなければならぬ。しかし、これはこれで一つの段階だ、他に新しい公害として生じた、特に騒音などの対策の費用あるいは補償の制度といったものについては、これは政府としても考えなければならぬ段階にきておるので、十分自治省の事務当局

としても研究してみたいとおっしゃるなら、これはこれとして認めてまいります。これだけで全部をまかなうというのなら、それはいいけれども、また質問もこれはいろいろ展開しなければならぬ。まあ、いかがですか、この点は。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃる意味はよくわかります。私もどうもそういう感じを持っております。ただ具体的にどういふ対策を樹立していくか、なかなか困難な問題があるかと思ひます。研究問題と考えております。

○加瀬完君 次に、民間空港の用に供する固定資産として、それに固定資産税をかけるかわりに交付付金をとるわけですね。これは一応道路でございませぬから、はずすのが当然でしょう。しかし、税関とか出入国関係とか、検疫とかいったものは、たとえば新空港の場合は、公団によって建物が所有をされるわけですね。税関でありましようが、出入国管理機関でありましようが、検疫機関でありましようが、それは空港公団の建てた建物を借りるというふうになります。国の機関が国の建物に入るわけじゃないですよ。これを固定資産の対象外にする理由はどこにありますか。

○政府委員(細郷道一君) やはりそれらの機関の公共性にかんがみて、そういう措置をいたしたわけでございます。空港に対しては交付金と申しましても、地元に対しては一面で広い面積を占有することによって非常に迷惑をかけておる。しかし反面、空港自体の持つておりますやはり公共性というものがございませぬので、全体として半分の割合にいたしておるのでございますが、さらにその対象施設の中で、純粹に行政機関としての機能を果たすべき部分、たとえば税関でありますとか、検疫とかいったような部分につきましては、それを除外してまいりたい、こういうふうな考えをわけでありませぬ。

○加瀬完君 たとえば、例が悪いかもしれませんが、地方の農林事務所が建物を改築するのに、民間のうちに半年間なら半年間借り受けて仮

事務所を設定いたしましたときに、その仮事務所の期間は、その民間の建造物には固定資産税はかかりませんか。

○政府委員(細郷道一君) 有償で借り受けておられますれば、固定資産税の対象になります。

○加瀬完君 空港公園の管理しているものに検査機関が入るが、税関が入るが、無償で使うというところは、これはおかしいじゃないですか。当然有償で使うべきでしょう。法人団体ですから、国の機関じゃないんですから、空港公園は、いままでとは違いますよ。これからつくられるところの空港は、だから当然有償で、税関も家賃を払って入るわけでしょう。検査機関もそうですよ。それを固定資産税からははずすというのはいかがいでしょう。そうじゃありませんか。

○政府委員(細郷道一君) いまここでこの対象になっておりますものは、空港公園の関係のものでございまして、空港整備法によって一般に国または地方団体が管理する空港についての処置でございまして。しかもそのうちで国または地方公共団体が所有しております固定資産を対象としたものでございまして、たとえば羽田にターミナル・ビルがあるといったような場合に、そのターミナル・ビルが全く民間の施設としてできております場合には、その民間に対して本来の固定資産税がかかる、こういうことでございまして。

○加瀬完君 その点はわかりました。

それから「その他の固定資産につきましては」とありますね、説明の中に、「公共用道路、税関、出入国管理、検査等の用に供するもの」、これはわかりました。その他の交付金、納付金の対象外になる固定資産というものは、どういふものですか。

○政府委員(細郷道一君) 法律に例示をされておりますものの以外に政令でいま予定をいたしておりますものは、電波監視、航空保安施設、海上保安、気象観測、警察署及び郵便局の用に供する土地家屋、それに無料の駐車場といったようなものが一応考えられます。

○加瀬完君 滑走路は対象になりますね。

○政府委員(細郷道一君) 滑走路自体は工作物として一般には対象になります。

○加瀬完君 敷地も対象になりますね。

○政府委員(細郷道一君) 滑走路の敷地もそのとおりでございまして。

○加瀬完君 他の敷地はどうですか。

○政府委員(細郷道一君) 空港の用に供する土地につきましては、先ほど申し上げましたような、たとえば公共の道路であるとか、無料駐車場の敷地であるとかいうふうな、先ほど申し上げたもの以外には対象に全部なります。

○加瀬完君 そうするとこの対象となる敷地の場合は、何と同等に扱うんですか。工場敷地などと同様に扱うんですか。ゴルフ場みたいに原野みたいに扱うんですか。まわりの宅地並みに扱うんですか。

○政府委員(細郷道一君) 国有財産あるいは地方公共団体の財産でございまして、その台帳価格に示された、登録された価格を基準として配分をいたします。

○加瀬完君 こまかいことですけれども、滑走路は建造物ですね。と、滑走路は敷地としても対象になるし、建造物としても対象になると、こういう計算がされることになりませんか。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりでございまして。

○加瀬完君 航空機はどういうことになりますか。

○政府委員(細郷道一君) 航空機自体は固定資産税の対象でございまして。

○加瀬完君 その固定資産税の対象は、航空会社の本社所在地ということになりますか、それとも、そういうことでしょうか。空港ということになりますか。

○政府委員(細郷道一君) 納税義務者は航空機の所有者である航空会社でございまして、その課税は、関係の空港の発着回数に応じて配分をいたすことにしております。

○加瀬完君 いまのところもう一度御説明いた

きますけれども、たとえば伊丹空港に何回、羽田空港に何回、千歳に何回という、日本航空なら日本航空のA機ならA機というものが、どう各空港に発着を分かたすという回数で、A機に対する固定資産税を配分するということですか。

○政府委員(細郷道一君) 具体的に申しますと、東京と大阪の間を往復ばかりしている飛行機、東京と大阪の間だけ往復している飛行機と、こういうことでございまして、その飛行機の課税標準額の半分は、東京と大阪に均等に割り、残りの半分は着陸回数に応じて案分をします、こういう行き方です。

○加瀬完君 外国籍の飛行機に対しては、固定資産税はかけられませんか。

○政府委員(細郷道一君) 外国籍は、相手の国との租税条約の結ばれている国と結ばれていない国とで違いますが、大部分の国との関係におきましては、課税を相互にいたしております。

○加瀬完君 それではね、空港には当然修理工場とかエンジン・テストをする機関とか、そういうような施設がありますね。これらの機械には、機械設備といったようなものに対しては、いまおっしゃる交付金の対象としての固定資産税としてみなすわけですね。

○政府委員(細郷道一君) 民間の会社がその飛行場の敷地内に建物なり機械設備を設けておれば、その民間の会社が本来の固定資産税の納税義務者で、こういうことでございまして。

○加瀬完君 この想定される新空港のような場合の公園ということになりますと、どういふことになりますか。

○政府委員(細郷道一君) 新東京国際空港公園につきましましては、本来の固定資産税が課税できるように現在なっておりますのでございまして、ただ空港事業の特殊性にかんがみまして、空港公園が所有し、かつ直接その本来の事業の用に供する固定資産、それらにつきましましては、半分の額を課税標準として固定資産税をかける、こういうことに新国際空港公園法ができましたときに、そういうきめ

をいたしております。

○加瀬完君 ですから、大体この交付金制度と同じことになりませんか。

○政府委員(細郷道一君) まあ二分の一でございまして、そういう意味では同じでございまして。ただ、新国際空港公園法が昨年できましたときに、いろいろ先ほど来御指摘のありましたような空港公園の持つ特別な使命と、それから地元に対しまして迅速度と申しますか、そういうようなことから、従来は多く公園につきましましては、公園なるがゆえにかなり非課税の扱いというものを多くしておったのでございまして、そういう特殊な事情から、これにつきましては特にこういって二分の一の固定資産税をかけられるように、実は関係者の間で話し合いが成立して法案が通っております、こういうことでございまして。

○加瀬完君 私がさっき伺いをいたしましたように、国家機関が空港関係のもろもろの事務を推進するために空港公園の建造物を借用するという場合には、これは国家機関に貸与した対象については、固定資産税が免除されるということはございまして、空港公園の場合は。

○政府委員(細郷道一君) 空港公園、実はまだ現実には発足をいたしておりませんので、どういう態容になるか、具体的なことがまだわからないわけでございます。しかし、もし空港公園ターミナル・ビルのようなものをつくって、その一部を検査所の用に貸したと、こういった場合に、それが無償で貸しておりますれば、その部分は固定資産税の対象から除外される。有償で貸しておりますれば、その公園に対して、その部分についても固定資産税が課される。これは現在の固定資産税の仕組みに乗るわけでございます。

○加瀬完君 有償であらうが、無償であらうが、これは固定資産税をかけることには関係ないでしょう。たゞいまはそういう取りきめで、公園と国家機関の間で関連がありますから、いま言ったように、無償の場合は対象にしないということにしているにすぎないのじゃないですか。固定資産税その

ものは、貸与しているものが無償で貸そうが有償で貸そうが、固定資産税の対象になることは変わりはないでしょう。

○政府委員(細郷道一君) 現在地方税法の三百四十八条第二項に、固定資産税の非課税の範囲が定められております。その第一号に、「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」これについては非課税ということになっております。したがって、ターミナル・ビルの一部を検査所の用に供するということになりますれば、国が「公共の用に供する固定資産」ということで非課税になります。ただ、そういった場合におきまして、その三百四十八条の第二項のただし書きにおいて、有償で貸しておるといふ場合には、その建物の所有者である——いまの事例で申しますれば、公団にその分についても課税をする、こういう現行のたてまえになっております。それに乗るわけでございませう。

○加瀬完君 その前提の、国が、公団であろうとも、これは個人であろうとも、法人であろうとも、国家機関ではないわけですね。その機関を無償で借りるということがおかしいじゃないですか。当然代償を払って借り受けるべき性格のものでしょう、これは。第三者の固定資産というものを国が無償で使用することはあり得ますか。

○政府委員(細郷道一君) 新東京国際空港公団については、実際にその施設ができて契約をするときの問題でございまして、はたしてそれが有償になるのか、無償になるのか、国と公団との関係も考慮されてきめられるのではないだろうかと思ひますが、もしそれが有償でありますれば課税の対象になり、無償であれば、先ほど申し上げたような理由から対象からはずれる、こういうこととてございませう。

○加瀬完君 事実関係はそういうことになるでしょうけれども、公団であろうとも、これは第三者ですね、国の機関ではない。第三者の固定資産

というものを国が、あるいは地方公共団体が無償で使うというたてまえが当然だという合理性はどこにもないでしょう。しかし私は、早く空港公団を廃止していただきたいというのは反対の立場にありませんから、これ以上申し上げません。

次に、最後になりますが、当該市町村というのは、またさきの鈴木委員や原田委員の質問の蒸し返しになりますが、当該市町村というのは、固定資産の存在する所在市町村であると確認してよろしゅうございませうか。

○政府委員(細郷道一君) 十条ですか。

○加瀬完君 改正案要綱の四に、「二以上の市町村にわたる空港に係る市町村交付金の算定の基礎となるべき額は、自治省令の定めるところにより、当該市町村に対して配分する」とある。当該市町村というのは、固定資産の存在する所在市町村ということではないでございせんか。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりです。

○加瀬完君 それならば、騒音とか、その他の危険度とか、そういうもので交付金を幾らか流していくというところは、法律上は不可能ですね。

○政府委員(細郷道一君) 固定資産の所在する市町村以外に交付することはできません。

○加瀬完君 そうすると、騒音にばかりこだわってたいへん恐縮ですが、さきの話は、いまおっしゃったことが一番間違ひのないお答えだと考えてよろしゅうございませう。所在市町村でないところはどういう騒音被害があるとも、この交付金、納付金の対象として配分するわけにはいかないうことではないでございせんか。

○政府委員(細郷道一君) 所在市町村以外に交付することはできません。先ほど申し上げたように、所在の市町村にその額の額に応じて配分するのが基本であるけれども、空港の特殊性があるもので、そのまがたがっているような施設については、その特殊性を考慮する道を開いていきたい、こういう意味でございませう。

○加瀬完君 またがっているというものは、どういうことですか。

○政府委員(細郷道一君) 現実に工作物の滑走路も、その関係の市町村にまたがって存在しているのがございませうが、それから建物にいたしまして、またがって存在しているものがございませう。したがって、そういうものの配分にあたつてそういう事情を考慮していきたい、こういうこととてございませう。

○加瀬完君 またがってございませう、それは所在市町村には変わりはないのですか。またがっていないところには配分するということは不可能ですね、そうでしょう。

○政府委員(細郷道一君) あくまでも所在市町村にのみ交付されるものでございませう。

○加瀬完君 よくわかりました。飛行機の進入方面が所在市町村でなくて、どんな騒音があろうとも、それはそれで別の方法で考える以外ない。これでは問題になりませうね。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりでございませう。

○鈴木壽君 ひとつ、さっき加瀬委員からの御質問に関連してでございますが、交付金の対象となるものについて政令で具体的に定めることになっております。さつき若干お答えになっておりましたが、それを政令——まだ出ておりませんが、案としてお持ちになっておるものをひとつ資料としてお願いしたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○政府委員(細郷道一君) 提出いたします。

○鈴木壽君 それから騒音の問題ですが、最後に、私は私の頭を整理したいと思ふのですが、こういう空港がありますね、これは二つの市町村に、大体半々としてもいいが、この場合に、建物とか工作物、これがまたがってある場合があるわけですね、滑走路なんかに、あるいはその他のエプロンとか、いろいろにまたがっている場合がある。建物の場合によつてはこつちの側の、一つの市町村のその側だけに集まって、そこに所在をしている、こういう場合もあると思ひますね。そういうような場合、一方に偏してあるような場合

の家屋とか工作物というようなものが、所在の市町村に交付金を出すのだというふうなたてまえだけでやれば、どうも片っ方だけについて、別の他の市町村にはいかないという、配分がされないということがあると思ひますね。そういう場合に、空港の特殊性あるいは騒音ということのために、両方にまたがるような配分も考えていくのだ、こういうふうにおっしゃっておるのじゃないかというふうな、最後に私思ひているのですが、そういうことで、そういうような了解でよろしゅうございませうか。

○政府委員(細郷道一君) 所在ごとの、建物の所在あるいは工作物の市町村ごとの所在というのは、実はいま調査をいたしております。したがって、どういふ事例が出てまいるか、まだわからないのでございませうが、少なくとも、先ほど来議論になっておりますような、大阪空港について申しますと、建物自体が三市町村間にまたがっておりますのでございまして、なかなかその配分をどういふふうにしたらいいかということについて、空港の特殊性を加味してはどうだろうかという考え方を持っておりますのでございませう。

○鈴木壽君 だから、それをどういふふうに加味してやろうというのですか。たとえば大阪の場合、三市ですね。三等分するというのか、あるいは、またがるぐあいがあるというふうな、あるいは、またがる市町村の区切りを線を引いてみて、そういうことできちつと分けていくというのか、だからそういう場合に、私があとに言ったようなことではうまくないから、三等分になるかどうかは別として、いずれの市町村にも、その建物の分について考えられる交付金というものはあまり差別はしないようにしてやりたいと、こういうこととてないでございませう。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃるようなことも考えてまいりたいと、こう思つておるわけでございます。現実の姿が実はいまつかまれておりませんものだから、的確なことを申し上げられな

いと思います。

○理事(沢田一精君) 本案に対する本日の審査は、この程度にいたします。

次回は、四月二十一日午前十時開会の予定でございます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

〔参照〕

(高橋文五郎委員提出)

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり次の点に留意して銃砲による危害の防止について、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、銃砲の所持許可者に対する銃砲の適正な保管義務は、条文の規定のみではその実効を期待することは困難と思われるので、法施行に当たっては、その指導にじゅうぶんな措置を講ずること。

二、精神障害者の銃砲等による事故発生に堪がみ、関係各省庁間の緊密な連絡を強化することにより、精神障害者対策の拡充推進を図ることによつて、これらの事故の防止に万全を期すること。

三、銃砲及び空気銃の所持許可制度の趣旨の徹底を期するため、用途目的の規制について許可、更新の際はもとよりその後においても検査等の際にじゅうぶんな指導の措置を講じ、いわゆる「ねむり銃」の発生の防止に努めること。

右決議する。

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十八日)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

一、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(公布の日)

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政法の一部改正(税外負担の禁止範囲の拡大)に関する請願(第一五三七号)

一、地方財政の強化に関する請願(第一五五九号)

一、地方財政の確立に関する請願(第一五六三号)

一、人命救助並びに火災防止に対する諸設備施行に関する請願(第一五六七号)

第一五三七号 昭和四十一年四月一日受理

地方財政法の一部改正(税外負担の禁止範囲の拡大)に関する請願

請願者 秋田市寺内将軍野三三ノ六九三

大島清

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一五五九号 昭和四十一年四月一日受理

地方財政の強化に関する請願

請願者 岡山市内山下岡山県議会議長 桑

田真太郎

紹介議員 近藤 鶴代君

地方財政の窮乏を打開し地方財政の強化を図るた

め、左記の措置をとらねたい。

一、自主財源を強化すること。(国税の地方移譲)

二、特別事業債元利償還金を補てんすること。

三、地方交付税算定上、標準的団体の算定基準を引き上げること。

理由

一、地方税を主体とするいわゆる地方公共団体の自主財源が財政規模に対して占める率は非常に低率であり、地方公共団体の自主性堅持の立場からまことに憂慮すべき状態であるから、この際、国税の地方移譲の措置が望まれる。

二、昭和四十一年度において発行される予定の特別事業債については、従来地方交付税の基準財政需要額に算入されていたものも相当額ふくまれており、また、この特別事業債は単なる事業債でなく、地方団体の赤字補てんの色彩もあると考えられるので、これが償還については、地方財政を圧迫しないような適切な措置が必要である。

三、標準的団体は、他の団体に比してきわめて不適な状態に置かれているから、是正の要がある。

第一五六三号 昭和四十一年四月二日受理

地方財政の確立に関する請願

請願者 福島市杉妻町福島県議会議長 鈴木省吾

紹介議員 石原幹市郎君

常に不安定な基盤にある地方財政の根本的な確立を期せられるよう当面の諸事項について強力に実現をはからねたい。

一、地方財源確保のための税制の再検討。

二、地方超過負担の完全解消。

理由

現下の地方財政は、年々増高する膨大な財政需要をかかえ、反面、経済界不況の反映により、その自主財源の伸びが鈍化し、更に、国税の大幅減税、多額の国債発行によるしわよせはじん大なものが予想され、地方財政の将来まことに憂慮に堪

えない。

第一五六七号 昭和四十一年四月二日受理

人命救助並びに火災防止に対する諸設備施行に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢四

五日本民間防火研究会内 星野亨

一外九名

紹介議員 小柳 牧衛君

人命救助並びに火災防止のため、左記事項の実現を図らねたい。

一、学校等公共建築物には消火用に、各室ごとにホースの筒先まで水道の水圧をつけて設置し、ネジ一つで放水できるようにすること。

二、学校の各教室のしきりには、壁又は不燃性のものを使用し、その上部天井より裏もむね木までを同様のものでしきること。

三、学校の廊下には、各所適当に簡単な不燃性の板で防火戸を設けること。

四、学校火災のときの安全救命はしごを、二階以上の各教室の外部戸口に設置すること。

五、学校生徒修学旅行の際は、夜間非常時に身のまわりの品を入れて置く安全袋を用意すること。

六、旅館は、二階以上の室には外部戸口に必ず完全便利な救命はしごを設備すること。

七、喫煙者は、すいがら入れつきのたばこケースを使用することとし、火の消えないたばこは身からはなさないように注意すること。

八、学校生徒の工作に、コタツ火災防止安全網を製作させること。

九、都市町村に煙突係を置き、清掃、破損修繕等の作業をさせること。

理由

近來、火災が多く、同時に死者の出ることはまことに悲惨事である。学校火災もまた連綿的に発生しており、しかもこれが不審火の多いのは実に遺憾である。一般家庭においても、燃料が石油ガス等の使用にかわつてゐるのに、警報器つき自動

的消火装置の設備もしていないのは危険であり、
事実これらに起因する火災が多発している。

昭和四十一年四月二十三日印刷

昭和四十一年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局